

幼児教育・保育の無償化について

国は、社会保障を全世代型へ抜本的に変更し、子育て世帯を応援するため、幼児教育・保育の無償化を実施することとしました。

日立市においても、令和元年10月1日から幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までのお子さんと市民税非課税世帯に属する0歳から2歳のお子さんの保育料を無償化します。

1 施設等利用給付認定

認可外保育施設等を利用するお子さん、既に幼稚園・認定こども園(教育部分)に通っているお子さんが利用する預かり保育の無償化には、保育の必要性の認定のため、新たに申請が必要となります。申請に基づき、保育が必要と認められる場合は、市が下記の区分により認定を行い、「認定通知書」を交付します。

認定区分	対象児童	利用施設等
2号認定	満3歳に達する日以後 最初の3月31日を経過した子ども	幼稚園・認定こども園における預かり 保育、認可外保育施設、一時預かり事 業、病児保育事業、ファミリーサポート センター事業
3号認定(※)	満3歳に達する日以後 最初の3月31日までの子ども	

(※)施設等利用給付の3号認定は、保育の必要性がある住民税非課税世帯であるお子さんを対象とします。その年度中において認定区分が変更になることはありません。

なお、3号認定から2号認定への変更は、市が行い、通知します。

2 保育事由

日立市で施設等利用給付の2号・3号認定を受けられるのは、市内にお住まいの方で、保護者が次の事由のいずれかに該当し、児童を家庭で保育できない場合に限ります。

なお、保育認定期間中であっても、保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、施設等利用給付を解除しますので、あらかじめご了承ください。

また、保育の必要な事由の確認のため、毎年1回現況届を提出していただきます。

事由	保護者の状況	認定期間
就労	月64時間以上就労の場合 ※フルタイム、パートタイムなど全ての就労を含む	<2号認定(施設等利用給付認定)> 小学校就学前まで <3号認定(施設等利用給付認定)> 満3歳に達する日以後 最初の3月31日まで
看護・介護	親族を常時介護又は看護している場合(長期間入院等をしている場合も含む)	
就学・職業訓練	学校または職業訓練校に在学している場合	
疾病・負傷・障害	疾病、負傷、心身に障害がある場合	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	出産(予定)日を基準に、産前8週の属する月の1日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※多胎児の場合は出産(予定)日から産前14週の属する1日から
育児休業取得時の継続利用	育児休業取得時に、既に施設等利用給付の2号・3号認定を受け、保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合 ※継続利用のみで、新規の認定はありません	【3歳児以上】 育児休業が終了する月まで 【0～2歳児】 育児休業が終了する月又は新しく生まれた子の1歳の誕生日の前日の属する月のいずれか早い月まで ※ただし、生まれた子の保育園等の申込みが待機・保留となり育児休業を延長した場合、生まれた子が1歳になる年度末まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合(起業の準備等を含む)	3か月以内

幼児教育・保育の無償化について

- 書類は、申し込む児童1人につき1枚提出してください。
(兄弟姉妹同時入園申込みの場合は、原本1部とコピーでもかまいません。)
- 申込書類に虚偽があった場合は、認定を取り消します。
- 申込書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに子ども施設課へご連絡ください。

全 員 必 要	<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付支給認定・変更申請書(個人番号の記載が必要です。)
	<input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類
	<input type="checkbox"/> 就労(予定)している方 <input type="checkbox"/> ・就労(内定)証明書
	自営・在宅勤務・経営者が自身又は親族・内職の方 <input type="checkbox"/> ・就労(内定)証明書 ・就労状況(予定)申告書 ・営業許可証等(※) (※)自営業中心者→営業許可証・開業届・請負契約書・受注表等(いずれかのコピー) (※)自営業協力者→最新分の確定申告書・給与明細書等(いずれかのコピー)
	<input type="checkbox"/> 出産(予定)の方 <input type="checkbox"/> ・母子手帳のコピー(母の氏名が記載されているページ及び出産予定日が記載されているページ)
	<input type="checkbox"/> 疾病・負傷の方 <input type="checkbox"/> ・診断書
	<input type="checkbox"/> 障害のある方 <input type="checkbox"/> ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などのコピー
	<input type="checkbox"/> 看護・介護をしている方 <input type="checkbox"/> ・申立書(看護、介護) ・被看護・介護者の診断書等(※) (※)診断書・介護認定証・身体障害者手帳等(いずれかのコピー)
	<input type="checkbox"/> 求職活動中の方 <input type="checkbox"/> ・申立書(求職活動)
	<input type="checkbox"/> 就学(予定)の方 <input type="checkbox"/> ・申立書(就学) ・合格証明書、有効期限内の証明書(在学証、学生証)等(いずれかのコピー)
<input type="checkbox"/> 職業訓練(予定)している方 <input type="checkbox"/> ・申立書(職業訓練) ・受講決定通知書のコピー ・受講スケジュール表のコピー	
<input type="checkbox"/> 上記にあてはまらない方 <input type="checkbox"/> ・事前に子ども施設課にご相談ください。	
該 当 者 の み 必 要	●離婚を前提に別居し、かつ離婚調停中又は裁判中の方 ※以下の書類が提出できない場合、別居中配偶者の就労(内定)証明書が必要となる場合があります。
	<input type="checkbox"/> ・離婚調停中又は離婚裁判中であることが確認できるもの(裁判所発行書類)のコピー
	●お子さんの祖父母が同住所地にいるが、二世帯住宅等であり、生計を別にしている方 (※施設等利用給付の3号認定を申請する方のみ)
	<input type="checkbox"/> ・申立書(別居住)・同一月の光熱水費等の明細書や領収証書のコピーを二世帯分